

2020.2.23 策定

2021.8.25改訂

新型コロナウイルス感染症に係る当教室の開催基準

アートハウスあいち

2019年12月以降、新型コロナウイルス感染症が急速な勢いで世界に広まっており、国内医療の逼迫の状況をふまえ、感染拡大防止のため、教室の使用に係る自粛または不可の判断基準を定め、改訂をいたしました。

記

1. 開催基準

(1) 基本的な考え方

「緊急事態宣言」が愛知県に発出された場合は、開催自粛を検討してください。

「まん延防止等重点措置」が名古屋市に発出された場合は、予約のない不特定の方が集まるイベントでの教室使用は、感染リスクが高いものとして、不可とします。ただし、連続性を重視するお稽古、且つ参加者が特定できるものは、参加者への注意喚起を十分に行い、感染防止対策を徹底の上、開催することができます。

(2) 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとします。

- ・主催者にて玄関にアルコール消毒液またはそれに類するものを設置する
- ・主催者にて入室前に検温、連絡先等※の確認を行う

※連絡先等…◆氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)*個人情報の取扱注意

◆利用当日の体温

◆利用前2週間における以下の事項の有無

- ・咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- ・だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(次ページあり)

- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方には主催者にて参加自粛を要請する
- ・参加者には開催中もマスク着用を義務付け、大きな声での会話は控え、主催者にて室内の換気と参加者の密を避けるようにする（収容人数は大人/5名まで、小人/8名まで）
- ・主催者は参加者リストを作成し、イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した参加者がいる場合は、当教室に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する

2. 開催基準を担保できないイベントについて

新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度、厚生労働省及び愛知県が発表する警戒レベルを見ながら適宜開催基準を見直すこととします。

以上